

京都市伏見区久我の杜（東）住宅地区建築協定

建築協定区域

京都市伏見区久我東町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の敷地、用途に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物等の制限

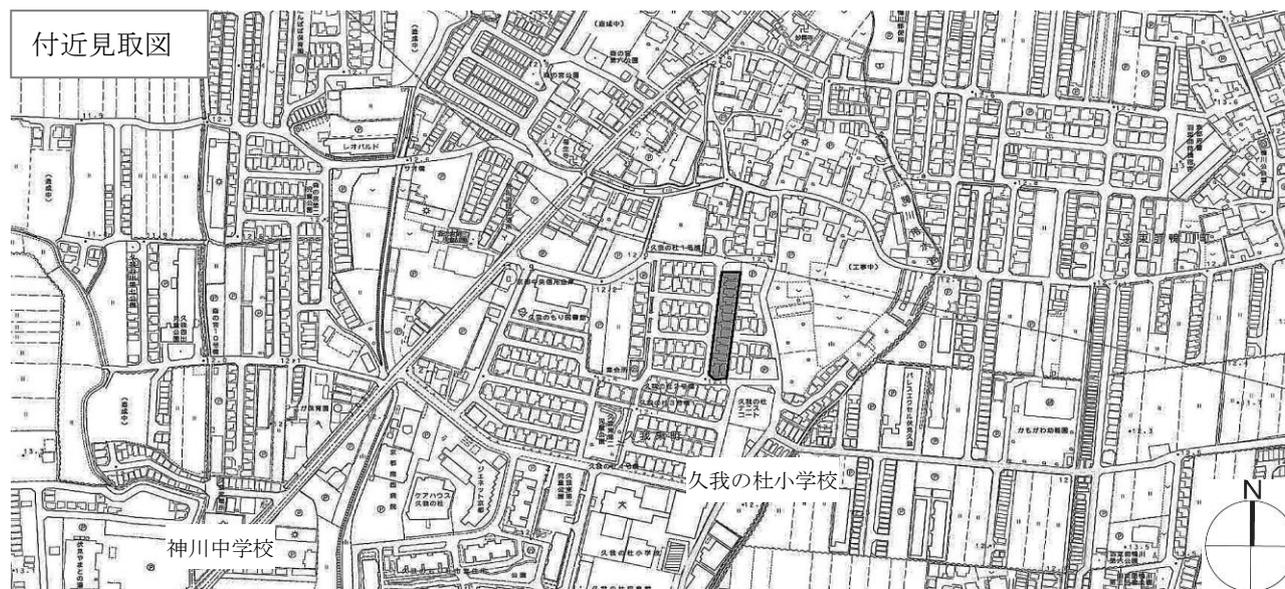
第7条 協定区域内の建築物の敷地、用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の敷地は、100平方メートル以上とする。
- (2) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅または診療所（住宅を兼ねるものを含む。）とする。ただし、第13条に定める運営委員会が、環境上支障がないと認めたものはこの限りでない。

■協定の適用除外

第8条 巡査派出所、公衆電話所、集会所、地方公共団体の出先機関、その他これらに類する公益上必要な建築物については、第7条の規定は適用しない。

2 震災その他の災害に対応するために設けられた仮設住宅その他の仮設の建築物及びその敷地については、第7条の規定は適用しない。



京都市伏見区久我の杜（東）住宅地区建築協定区域図

